

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)



《ダイジェスト版》

平成29年6月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会では、滋賀県信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、平成26年12月に当会の資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律を活用いたしました。

こうした資本増強により、滋賀県信用組合の財務基盤の充実と金融仲介機能の強化が図られ、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされることとなりましたが、主なお取引先である中小規模事業者にとりましては、依然として厳しい経営環境が続いております。

当会といたしましては、滋賀県信用組合が地域の中小規模事業者や個人の皆様に対しまして、充実した金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の再生・活性化に資することができるよう、信用組合業界の系統中央機関として「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同信用組合への全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 前経営強化指導計画の総括

当会では、平成26年4月から平成29年3月までの3ヵ年において、前経営強化指導計画に基づき、滋賀県信用組合の前経営強化計画達成に向けた取り組みへの指導を行ってまいりました。

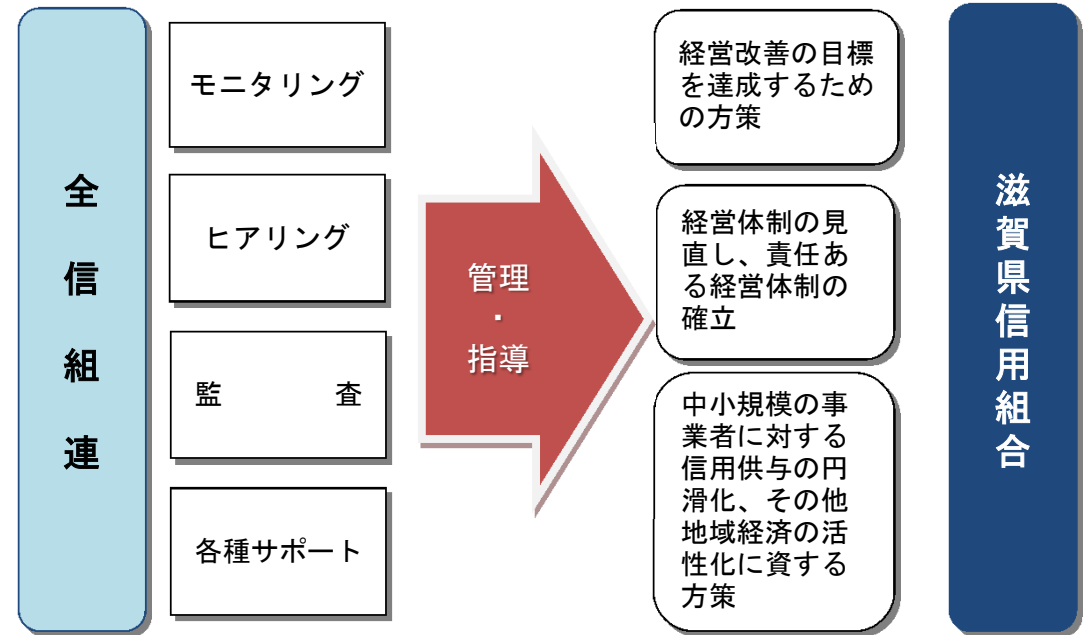
この間、滋賀県信用組合は、平成28年3月期決算において、全ての指標について計画目標を達成しましたが、計画終期である平成29年3月期決算では、中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標については計画目標を達成し、2期連続での優先出資配当を行いましたものの、収益性を示すコア業務純益や、効率性を示す業務粗利益経費率といった指標は計画目標を下回りました。

こうしたことから、当会では、ヒアリング等を通じ、より詳細な経営強化計画の進捗管理に努めるとともに、計画の進捗状況について実態把握・検証を重ね、共通した課題認識の醸成及び具体的な改善策の検討、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

また、課題等に応じて、他部署と連携したサポートに取り組んでまいりますほか、外部人材・ノウハウの活用を含めた指導・助言を講じ、経営強化計画の達成を図ってまいります。

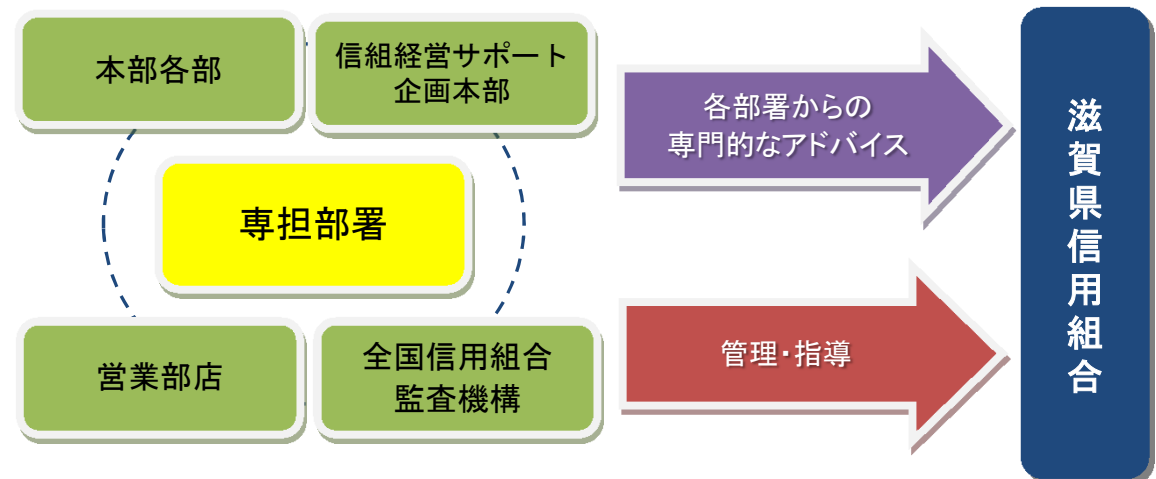
3. 経営指導方針

- (1) 滋賀県信用組合が実施する中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取り組みについて、適時・適切に指導いたします。
- (2) 滋賀県信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、最大限の指導を行ってまいります。



4. 経営指導体制

指導専担部署が本部各部や営業部店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導の実施。
 - 定期的な「トップとの協議」、「月次ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」、「出向者協議会」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査による、経営実態把握と経営改善に向けたアドバイスを実施。

④計画達成に必要な措置

- ・ 外部機関との連携強化や「しんくみりカバリ」の活用等による取引先の事業再生支援への取り組みのサポート。
- ・ 資金運用・リスク管理の強化に向けた有価証券、ALM等に関するサポート。など

6. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

劣後信託受益権 32.5億円

(2) 算定根拠

滋賀県信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となる額

(3) 内容

1	信託	滋賀県信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	32.5億円
4	劣後配当の方法	<ul style="list-style-type: none">・実績配当（非累積）・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額 <ol style="list-style-type: none">①優先受益権配当②信託借入金利息③優先受益権配当準備金積立金④信託借入金元本返済金
5	信託設定日	平成26年12月12日
6	受益権譲渡日	平成26年12月12日
7	信託期間	25年（延長可能）
8	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後受益権元本の割合に応じた数とする

～金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）～

